

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外」	外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c	-	ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適當である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続きが煩雑となり、投資家の負担となる。対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。同様に、事後報告制についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。					
zA110001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c	-	ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適當である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続きが煩雑となり、投資家の負担となる。対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。同様に、事後報告制についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外」	5034	5034A011	1	2	(社)関西経済連合会	11	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外」	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる、適用除外とする措置を検討いただきたい。		本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで、対内直接投資の届出の必要性や対外直接投資の届出の必要性が変動するとすれば、いたずらな混乱を招くものと考えられる。資本市場の国際化の実態に見合った対応が望まれる。	
zA110001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5088	5088A044	1	2	社団法人リース事業協会	44	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国人株式保有比率50%超の企業で、実質的に外国人支配下でない企業における外為法上の「外国投資家」規制の適用除外を要望する。	形式上の規制適用による不要な事務コストが削減される。	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる、適用除外とする措置を検討いただきたい。本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで外為法上の属性が変化するようでは、いたずらに混乱を招き、不要な事務等が発生する。資本市場における国際化に配慮した対応を願いたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA110002	財務省 国土交通省	自動車盗難対策の強化		<p>税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームに参画し、盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。</p> <p>平成17年7月から中古自動車を輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられており、必要に応じて車台番号を確認する等、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。</p> <p>コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めたまま輸出申請し許可を受けようとする者は、貨物をコンテナに詰め込む前に税関に申し出を行い、コンテナ扱いを適用できることについて確認を受けなくてはならない。</p>	d	-	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路運送車両法の改正により、平成17年7月から中古自動車を輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられており、税関は審査・検査の際に、当該証明書の申請者と輸出者の同一性を含め、その内容を確認することにより、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、税関においても、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による手続きの変更に合わせて、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関一本化したところである。 3. なお、貨物をコンテナに詰めた後に輸出申請し許可を受けられる輸出貨物のコンテナ扱いについては、盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、過去に開税法等の違反や税関の審査・検査により法令の規定に従っていない者を適用対象外とするともに、輸出申告時にコンテナ内貨物の現物確認を強化しているところである。 4. 更に、第三者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関の協力も受けつつ、当該公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等税関が通関審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところである。 5. 但し、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に第三者証明機関を利用するか否かは、費用の問題も含め輸出者の判断であり、行政当局から輸出者に対し、すべてのコンテナ貨物について、コンテナ詰めの際に必ず第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認を受けるよう指導することは適切ではない。 6. いずれにせよ、税関としては、盗難車の取締りを積極的に行ってまいりたい。 	<p>要望者からの再意見を踏まえ、再度検討いただきたい。</p> <p>(要望者再意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 回答のとおり、中古車の輸出に際しては、従来の一時的抹消仮登録証明書から輸出抹消仮登録証明書等の原本提示に変更されたことにより、盗難自動車の不正輸出に関して、一定の取り締まり強化となると考える。 2. また、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関一本化したことで、盗難自動車の水際取り締まりも強化されるものと考えます。 3. しかしながら、1. については輸出抹消仮登録証明書等原本と現車のチェックを行うことが難しい現状にあること、2. についても盗難自動車をスクラップや部品として取扱い申請を行う、従来どおり手荷物として携行する可能性も残ることから、制度上の取り締まり強化に加えて、盗難自動車の不正輸出を抑制するべく、一層厳格な制度の運用をお願いしたい。 4. コンテナについては、貨物を詰め込み施封した後は内容物のチェックが難しくなることから、盗難自動車をはじめとする犯罪に関わる貨物を海外に持ち出す場合の温床となると考える。 5. 実際に、盗難自動車をコンテナに虚偽申告で詰め込み、不正輸出しようとして検挙されたケースが報告されており、コンテナ貨物の確認は不可欠と考える。 6. したがって、要望内容・要望理由に記載したとおり、チェックの対象とする仕向け地、輸出業者(不特定多数の荷主を扱うなど)などの条件を設定したうえで、第三者証明機関の立会いを指導し、一定の条件の下で、コンテナ内の貨物を厳格にチェックする必要があると考える。 	d	-	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路運送車両法の改正により、平成17年7月から中古自動車を輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられているが、税関は当該提示された証明書等の原本と現車との対照確認を実施しており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、税関においても、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による手続きの変更に合わせて、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関一本化し、厳格に運用しているところである。 3. 貨物をコンテナに詰めた後に輸出申請し許可を受けられる輸出貨物のコンテナ扱いについては、盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、過去に開税法等の違反や税関の審査・検査により法令の規定に従っていない者を適用対象外とするとともに、コンテナを開封することなく検査できるコンテナ貨物大型X線検査装置等による検査を実施するなど、輸出申告時にコンテナ内貨物の現物確認を強化しているところである。 4. 更に、第三者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関の協力も受けつつ、当該公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等税関が通関審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところである。 5. コンテナへの積み込みの際における第三者証明機関の立会いの指導については、全てのコンテナ貨物について実施しなければ、その効果が得られないが、行政当局から輸出者に対し、すべてのコンテナ貨物について、コンテナ詰めの際に必ず第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認を受けよう指導することは適切ではない。 6. いずれにせよ、税関としては、盗難車の取締りを積極的に行ってまいりたい。 	
zA110002	財務省 国土交通省	盗難自動車対策の強化		<p>税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームに参画し、盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。</p> <p>平成17年7月から中古自動車を輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられており、必要に応じて車台番号を確認する等、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。</p> <p>コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めたまま輸出申請し許可を受けようとする者は、貨物をコンテナに詰め込む前に税関に申し出を行い、コンテナ扱いを適用できることについて確認を受けなくてはならない。</p>	d	-	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路運送車両法の改正により、平成17年7月から中古自動車を輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられており、税関は審査・検査の際に、当該証明書の申請者と輸出者の同一性を含め、その内容を確認することにより、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、税関においても、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による手続きの変更に合わせて、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関一本化したところである。 3. なお、貨物をコンテナに詰めた後に輸出申請し許可を受けられる輸出貨物のコンテナ扱いについては、盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、過去に開税法等の違反や税関の審査・検査により法令の規定に従っていない者を適用対象外とするとともに、輸出申告時にコンテナ内貨物の現物確認を強化しているところである。 4. 更に、第三者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関の協力も受けつつ、当該公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等税関が通関審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところである。 5. 但し、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に第三者証明機関を利用するか否かは、費用の問題も含め輸出者の判断であり、行政当局から輸出者に対し、すべてのコンテナ貨物について、コンテナ詰めの際に必ず第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認を受けるよう指導することは適切ではない。 6. いずれにせよ、税関としては、盗難車の取締りを積極的に行ってまいりたい。 	<p>以下の内容を踏まえ、再度検討いただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 回答のとおり、中古車の輸出に際しては、従来の一時的抹消仮登録証明書から輸出抹消仮登録証明書等の原本提示に変更されたことにより、盗難自動車の不正輸出に関して、一定の取り締まり強化となると考える。 2. また、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関一本化したことで、盗難自動車の水際取り締まりも強化されるものと考えます。 3. しかしながら、1. については輸出抹消仮登録証明書等原本と現車のチェックを行うことが難しい現状にあること、2. についても盗難自動車をスクラップや部品として取扱い申請を行う、従来どおり手荷物として携行する可能性も残ることから、制度上の取り締まり強化に加えて、盗難自動車の不正輸出を抑制するべく、一層厳格な制度の運用をお願いしたい。 4. コンテナについては、貨物を詰め込み施封した後は内容物のチェックが難しくなることから、盗難自動車をはじめとする犯罪に関わる貨物を海外に持ち出す場合の温床となると考える。 5. 実際に、盗難自動車をコンテナに虚偽申告で詰め込み、不正輸出しようとして検挙されたケースが報告されており、コンテナ貨物の確認は不可欠と考える。 6. したがって、要望内容・要望理由に記載したとおり、チェックの対象とする仕向け地、輸出業者(不特定多数の荷主を扱うなど)などの条件を設定したうえで、第三者証明機関の立会いを指導し、一定の条件の下で、コンテナ内の貨物を厳格にチェックする必要があると考える。 	d	-	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路運送車両法の改正により、平成17年7月から中古自動車を輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられているが、税関は当該提示された証明書等の原本と現車との対照確認を実施しており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、税関においても、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による手続きの変更に合わせて、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関一本化し、厳格に運用しているところである。 3. 貨物をコンテナに詰めた後に輸出申請し許可を受けられる輸出貨物のコンテナ扱いについては、盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、過去に開税法等の違反や税関の審査・検査により法令の規定に従っていない者を適用対象外とするとともに、コンテナを開封することなく検査できるコンテナ貨物大型X線検査装置等による検査を実施するなど、輸出申告時にコンテナ内貨物の現物確認を強化しているところである。 4. 更に、第三者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関の協力も受けつつ、当該公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等税関が通関審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところである。 5. コンテナへの積み込みの際における第三者証明機関の立会いの指導については、全てのコンテナ貨物について実施しなければ、その効果が得られないが、行政当局から輸出者に対し、すべてのコンテナ貨物について、コンテナ詰めの際に必ず第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認を受けよう指導することは適切ではない。 6. いずれにせよ、税関としては、盗難車の取締りを積極的に行ってまいりたい。 	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110002	財務省 国土交通省	自動車盗難対策の強化	5046	5046A015	1	1	(社)日本損害保険協会	15	自動車盗難対策の強化	<p>自動車盗難対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームによる様々な盗難防止対策が取られ、その効果が現れて来ている。このような状況のもと、自動車盗難犯罪の根絶に向けて、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。</p> <p>中古車通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認(輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の申請者が輸出者本人と同一であることの確認)</p> <p>税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化</p> <p>インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)</p>	<p>これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。(定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。)また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本ひいては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。</p>	<p>2004年(暦年)の自動車盗難件数は58,737件を数え、前年よりは減少したものの、5年続けて60,000件前後の高い発生件数を記録している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。</p> <p>道路運送車両法の改正により、7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することになった。</p> <p>これまでは外国船員が中古車を持ち出す場合、旅具通関での取り扱いが可能であったが、新制度では日本に居住しない外国船員は輸出抹消仮登録証明書あるいは輸出予定届出書を取得することができないことから、従来のように旅具として中古自動車を輸出することはないと思われる。ついでに、7月以降、外国船員が輸出抹消仮登録証明書付きの中古車を譲り受けて旅具通関をするなど、道路運送車両法等の主旨に合致しない行為があれば厳正に対応(拒否)願いたい。</p> <p>コンテナへの積み込みの際に、盗難車を他の貨物と偽って、または盗難車を解体して積み込むことにより、不正輸出する手口がある。道路運送車両法の改正で正規の輸出ルートの変更が厳しくなり、コンテナを利用した不正輸出が増加する恐れがある。コンテナを使用する不正輸出を防ぐためには、コンテナの内容物を確認して、盗難自動車が含まれていないかどうかを厳重に確認することは極めて効果的である。例えば、仕向地、輸出業者(不特定多数の荷主を扱うなど)を限定するなどして、税関におけるコンテナ内貨物の現物確認を促進されたい。また、第三者証明機関の立会いを指導し、同機関によるコンテナ確認の徹底をすることも、大幅な改善が図られるものと考えられる。</p> <p>インターネットオークションに、書類や車台番号のない自動車が出品されており、盗難車流通経路の一つとなっている。警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物取りあせし業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオークションサイトの運用を改善するよう指導されていると聞いているが、自主規制的なものでなく強制的に盗難車を流通させないような手段を講じさせるため、オークション事業者の申告義務違反に対する行政処分・罰則を制度化していただきたい。</p>	
zA110002	財務省 国土交通省	盗難自動車対策の強化	5053	5053A190	1	1	(社)日本経済団体連合会	190	盗難自動車対策の強化	<p>自動車盗難対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、様々な盗難防止対策が取られ、その効果が現れている。このような状況のもと、自動車盗難犯罪の根絶に向けて、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。</p> <p>中古車通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認(輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の申請者が輸出者本人と同一であることの確認)</p> <p>税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化</p> <p>インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)</p>	<p>2004年(暦年)の自動車盗難件数は58,737件を数え、前年よりは減少したものの、5年続けて60,000件前後の高い発生件数を記録している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。これまでは外国船員が中古車を持ち出す場合、旅具通関での取り扱いが可能であったが、新制度では日本に居住しない外国船員は輸出抹消仮登録証明書あるいは輸出予定届出書を取得することができないことから、従来のように旅具として中古自動車を輸出することはない。ついでに、7月以降、外国船員が輸出抹消仮登録証明書付きの中古車を譲り受けて旅具通関をするなど、道路運送車両法等の主旨に合致しない行為があれば厳正に対応(拒否)すべきである。</p>	<p>近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置(イモビライザー等)の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。</p> <p>道路運送車両法の改正により、7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することになった。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110002	財務省 国 土交通省	盗難自動車の不正輸出防止策の 強化		<p>税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームによる官民合同プロジェクトチームによる盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。</p> <p>平成17年7月から中古自動車を輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられており、必要に応じて車台番号を確認する等、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。</p> <p>コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めたまま輸出申告し許可を受けようとする者は、貨物をコンテナに詰め込む前に税関に申し出を行い、コンテナ扱いを適用できることについて確認を受けなくてはならない。</p>	d	-	<p>1. 道路運送車両法の改正により、平成17年7月から中古自動車を輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられており、税関は審査・検査の際に、当該証明書の申請者と輸出者の同一性を認め、その内容を確認することにより、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。</p> <p>2. また、税関においても、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による手続きの変更に合わせて、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関に一歩化したところである。</p> <p>3. なお、貨物をコンテナに詰めた後に輸出申告し許可を受ける輸出貨物のコンテナ扱いについては、盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、過去に開税法等の違反や税関の審査・検査により法令の規定に従っていない者を適用対象外とするともに、輸出申告時にコンテナ内貨物の現物確認を強化しているところである。</p> <p>4. 更に、第3者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関の協力も受けつつ、当該公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等税関が通関審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところである。</p> <p>5. 但し、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に第3者証明機関を利用するか否かは、費用の問題も含め輸出者の判断であり、行政当局から輸出者に対し、すべてのコンテナ貨物について、コンテナ詰めの際に必ず第3者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認を受けるよう指導することは適切ではない。</p> <p>6. いずれにせよ、税関としては、盗難車の取締りを積極的に行ってまいりたい。</p>		<p>要望者からの再意見を踏まえ、再度検討いただきたい。 (要望者再意見) 回答の趣旨は理解できるが、犯罪組織との繋がりが懸念されている盗難自動車問題は重大な社会問題との認識の下、是非とも対策を強化していただきたい。事業者への行政処分等が困難であれば、オークションサイトに車体番号や登録書類の写真を掲載するよう行政指導を行うことはできないか。</p>	d	-	<p>要望者の御意見については要望内容 に対してのものであり、財務省の所管外である。</p>
zA110003	警察庁 財務省	クレジットカードによる反則金支払の容認【新規】	会計法第7条第1項	<p>公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金等の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。</p>	c	-	<p>公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。</p>		<p>回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。</p>	c	-	<p>個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題について、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば当省としても改めて検討することとしたい。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形であってクレジットカード利用を行うニーズが国民の間に存するののかという疑問もある。</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110002	財務省 国土交通省	盗難自動車の不正輸出防止策の強化	5095	5095A009	1	1	損害保険労働組合連合会	9	盗難自動車の不正輸出防止策の強化	盗難自動車の海外不正流出防止に繋げるため、輸出通関時のチェックを強化する、コンテナ詰込み時におけるチェックを強化する、インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止などの対策を講じて頂きたい。	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本ひいては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。	重大な社会問題となっている自動車盗難に関し、社会的な損失の低減や犯罪組織の資金源の根絶といった観点から、盗難自動車の流通段階での様々なプロセスにおける多面的なチェック強化が重要である。具体的には、中古車の通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認を行う不正輸出を防御するため、輸出貨物積み込み時に、公認検数検定機関による厳正な現物確認・施封を実施する罰則の制度化など、インターネットオークションで盗難自動車を流通させないような仕組みを構築することを願いたい。	
zA110003	警察庁 財務省	クレジットカードによる反則金支払の容認(新規)	5053	5053A188	1	2	(社)日本経済団体連合会	188	クレジットカードによる反則金支払の容認(新規)	反則金の支払手段として、クレジットカードによる決済を容認すべきである。		クレジットカードによる決済導入により、インターネットを通じた反則金支払も可能となる。そのことで、警察側も反則金支払有無の管理に要する事務手続きが簡素化される。	交通違反による反則金の支払については、所轄の警察署への現金持参または金融機関を通じての支払いのみが認められている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110003	警察庁 財務省	交通違反反則金のクレジットカードによるインターネット納付	会計法第7条第1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを任せるとにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを任せることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。		既に公共料金の収納を実施しているクレジットカード会社は十分に歳入金の収納を行う責任と公正を確保しているものであると考えられる。本件実現にあたって、クレジットカード会社が歳入代理店と同等の地位を授与されるための具体的な対応策を改めて明示いただきたい。	c	-	1歳入代理店は、国民から国庫金を収納し、日本銀行に払込む役割を負うものであり、払込までの間においては日本銀行の当該機関に対する与信となることから、日本銀行では、歳入代理店を、経営内容をチェックする当座預金取引金融機関の範囲内で選定している。具体的には、日本銀行では、「代理店の選定等に関する基本要領」に定める基準を満たす金融機関から歳入代理店を選定し、モニタリング等により収納業者の経営の健全性の確保等の経営内容をチェックしており、歳入代理店を一般事業会社に拡大することについては、慎重とならざるをえないものと思われる。 2個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題については、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば各府省として改めて検討することとした。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形で改めてクレジットカード利用を行うニーズが国民の間には存するのかもしれないという疑問もある。
zA110004	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入		国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任支出負担行為担当官として任命するとともに、経費の使用予定額を支出負担行為限度額として示達し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払としており、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。	d	-	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされている。 なお、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ。		各府省で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	d	-	財務省においては、クレジットカードの利用そのものについて特段の規制はないが、会計機関は、会計法令等の範囲内で適切に処理を行う必要がある。 なお、物品購入については、国内において職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないこと、また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110003	警察庁 財務省	交通違反反則金のクレジットカードによるインターネット納付	5075	5075A001	1	2	株式会社ジェーシービー	1	交通違反反則金のクレジットカードによるインターネット納付	インターネット上での反則金のクレジットカード納付実現	<p>クレジットカード会社が反則金納付ポータルサイトを設置し、違反者は納付書の記載情報・クレジットカード情報を同サイトに入力して、クレジットカード会社へ決済可否を確認。</p> <p>決済可能と判定した場合、クレジットカード会社は入力された納付書記載情報・納付完了を電子的な手段にて各県警等関係機関に通知。</p> <p>後日国庫に対し当該反則金の支払いをクレジットカード会社が立替払い方式にて行い、国から立替払いに必要となる費用の支払いを受ける。</p>	<p>・昨年度の規制緩和要求において同様の要望がなされているが、明確な見解がなく否定されているところ。国税・地方税については第三者納付が認められており、本件に関して否定するのであればその論点を明示いただくとともに、実現に必要な措置を願いたい。</p> <p>・クレジットカードという支払い手段は既に各分野において一般化しており、利用者の利便性も高い。本件実現により、納付書の再発行も減少し、各機関における業務効率化・刑事手続き適用減少が見込まれる。</p> <p>・電子化にあたっては、既に各公金においてマルチペイメントネットワークを活用した預貯金からの収納が実施されている。反則金についても、同様の措置により電子化自体は問題ないものであり、クレジットカードのインターネット収納基盤を構築することにより実現可能と考える。</p>	
zA110004	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	7	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する	官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジット決済の導入		

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA110004	全府省	公務員経費のカード決済		国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任支出負担行為担当官として任命するとともに、経費の使用予定額を支出負担行為限度額として示達し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払としているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。	d	-	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされている。 なお、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ。		各府省で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	d	-	財務省においては、クレジットカードの利用そのものについて特段の規制はないが、会計機関は、会計法令等の範囲内で適切に処理を行う必要がある。 なお、物品購入については、国内において職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないこと、また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされている。
zA110004	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入(新規)		国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定されることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任支出負担行為担当官として任命するとともに、経費の使用予定額を支出負担行為限度額として示達し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払としているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。	d	-	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされている。 なお、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ。		各府省で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	d	-	財務省においては、クレジットカードの利用そのものについて特段の規制はないが、会計機関は、会計法令等の範囲内で適切に処理を行う必要がある。 なお、物品購入については、国内において職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないこと、また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされていることから、既設の会計機関が会計法令等の範囲内で適切に処理している。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110004	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	7	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	
zA110004	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	7	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110004	全府省	クレジットカード決済による支払業務		国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任支出負担行為担当官として任命するとともに、経費の使用予定額を支出負担行為限度額として示達し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払としているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。	d	-	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされている。 なお、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務システム最適化計画」(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	d	-	財務省においては、クレジットカードの利用そのものについて特段の規制はないが、会計機関は、会計法令等の範囲内で適切に処理を行う必要がある。 なお、物品購入については、国内において職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないこと、また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされている。
zA110005	財務省 総務省 国土交通省	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化		外国貿易船の開港への入港にはとん税及び特別とん税を課す。	f	-	税制改正要望であり、規制緩和にはあたらぬ。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110004	全府省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	7	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難であると考え。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要なことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。 多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものと考え。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考え。このため、御省においても導入をお願いしたい。	
zA110005	財務省 総務省 国土交通省	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	5022	5022A001	1	2	社団法人日本船主協会	1	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)並びに諸料金(入港料、公共岸壁使用料等)の徴収の目的ならびに考え方を明確にした上で、諸外国と同等となるよう制度の適正化を図ること。		外航船はわが国港湾への入港毎に港湾関係諸税である「とん税」、「特別とん税」が課されている(さらに日本籍船には固定資産税が課されている)。また、税ではないが、殆どの港では、環境整備負担金として「入港料」が別途設定され徴収される等二重三重の負担となっている。諸外国では、このような二重・三重の負担はなく、さらに、徴収する場合であっても、その徴収目的が港湾の維持・改修費用など用途が明確化されている。しかし、わが国では、目的も用途も全く不明確であり、さらに、「とん税」は国税(財務省)、「特別とん税」は地方贈与税(港湾所在の市町村)、「入港料」は港湾管理者と関係者が多岐にわたるため、まずは、徴収の目的ならびに問題点(とん税は国税であるにもかかわらず、複数港への入港の都度徴収されている)や考え方を整理し、諸外国と水準が同等となるよう制度改正を行うなどの適正化を図るべきである。物流コストの削減ならびにわが国港湾の国際競争力回復のためにも制度改正は必要である。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110006	財務省	大型店舗酒類小売業免許の制限の緩和	酒税法第10条第11号、第11条 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係、第11条1項関係	大型店舗酒類小売業免許については、地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響の緩和のための措置として、免許後3年間に販売する酒類を国産の清酒(500mlの容器入りのリサイクル瓶詰品を除く)及び国産ビール以外の酒類に限定している。	b		大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。		緊急措置法は施行後、既に2年を経過しており、これまでの検討の内容、平成17年度末までに結論を得るためのスケジュール等を示すべきである。また、緊急措置法における通信販売の取り扱いについても同様に検討の状況等スケジュールを伺いたい。	b		「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」(平成15年法律第34号、以下「緊急措置法」という。)は、今国会において、議員立法により、現在、緊急調整地域として指定されている地域について、その指定の有効期間を平成18年8月31日まで1年間延長することとする等の改正がなされたところである。 大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置については、今回の緊急措置法の改正の趣旨や施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得よう総合的に検討中である。
zA110006	財務省	大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件の廃止	酒税法第10条第11号、第11条 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係、第11条1項関係	大型店舗酒類小売業免許については、地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響の緩和のための措置として、免許後3年間に販売する酒類を国産の清酒(500mlの容器入りのリサイクル瓶詰品を除く)及び国産ビール以外の酒類に限定している。	b		大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。		緊急措置法は施行後、既に2年を経過しており、これまでの検討の内容、平成17年度末までに結論を得るためのスケジュール等を示すべきである。また、緊急措置法における通信販売の取り扱いについても同様に検討の状況等スケジュールを伺いたい。	b		「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」(平成15年法律第34号、以下「緊急措置法」という。)は、今国会において、議員立法により、現在、緊急調整地域として指定されている地域について、その指定の有効期間を平成18年8月31日まで1年間延長することとする等の改正がなされたところである。 大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置については、今回の緊急措置法の改正の趣旨や施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得よう総合的に検討中である。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110006	財務省	大型店舗酒類小売業免許の制限の緩和	5034	5034A029	1	1	(社)関西経済連合会	29	大型店舗酒類小売業免許の制限の緩和	大型店舗酒類小売業免許を取得してから3年間は国産ビール及び500ml以上の清酒を販売することができない。これを改め、大型店舗酒類小売業免許取得後、直ちに国産ビール及び500ml以上の清酒を販売できるようにするべきである。		当該規制は、公平、公正な競争を阻害し、消費者の利便性を著しく損なっている。また、当該規制は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月)において、平成17年度までに検討し、結論を得ることとされており、早期に結論を得て緩和すべきである。	
zA110006	財務省	大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件の廃止	5053	5053A083	1	1	(社)日本経済団体連合会	83	大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件の廃止	大型店舗酒類小売業免許に関する国産ビールならびに500ml以上の清酒の制限を廃止すべきである。		「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日 閣議決定)においては、「大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例措置について、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行の状況等を踏まえ、見直しを検討する」とされているが、緊急措置法は本年8月に失効することから、早期に検討を開始すべきである。 上記制限を撤廃することで消費者のニーズに対応することができ、酒類販売業者の販売機会の拡大につながる。	大型店舗酒類小売業免許を取得してから3年間は、国産ビール及び500ml以上の清酒を販売することができない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110007	財務省	酒類の販売免許の付与の緩和 (審査基準の見直し)	酒税法第10条第9号、第11号 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第9号、第11号関係	酒類の販売免許については、申請販売場が、製造場、販売場、酒場、料理店等同一の場所である場合及び酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者である場合には、それぞれ、酒税法10条9号(場所的要件)及び11号(需給調整要件)に該当するものとして取り扱うこととしている。	d		酒類販売場が料飲店等同一の場所であるときは、販売するための酒類と飲用に供する酒類との区分が不明確となるおそれがあるため、取締上不適当と認められる場所に該当するものとして取り扱っている。 なお、料飲店等酒類を取り扱う接客業者である場合でも、販売場の場所を明確に区分して、一般の消費者等への販売を目的としている場合には、免許を受けることは可能である。		酒類の販売場と飲食店等同一の場所である場合に、販売するための酒類と飲用に供する酒類との区分が不明確になった場合に、どのような取り締まり上の問題が生じるのかが不明である。店内で販売したとしても、人が対応するものであり、未成年者への販売などは防げるものとする。従って、飲食店等における酒の販売について、販売場所などによって区別したり、また、テイクアウト店での酒の販売についても制限することの目的を明確にされたい。	d		酒税法第9条第1項の規定により、酒類の販売業をしようとする者は、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないとされているが、同項但し書きにおいて、料理店等において飲用させる目的で当該場所で行う酒類の販売については、販売業免許を必要としない例外規定が設けられている。 当該例外規定が設けられた趣旨は、料理店等は、酒類の販売業者とは異なるもの、その経営の実態からみればむしろ消費者の立場に近いものであることから、酒税の保全のための取締上の必要性からいえば、料理店等の酒類の買入先である酒類販売業者を免許の対象とすることによって所期の目的は達成されるため、料理店等については特に免許を要しないこととされているものである。 このように、販売するための酒類と飲用に供する酒類との区分が不明確になった場合には、酒税の保全のための取締上の観点から問題が生じる可能性があるため、酒類販売場と料理店等とは明確に区分していただくこととしているものである。
zA110008	財務省	しょうちゅう甲類・しょうちゅう乙類の製造免許の規制緩和【新規】	税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係	しょうちゅう甲類及び乙類の製造免許については、一定の要件に該当する場合を除き、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、免許を付与しないこととしている。	c		しょうちゅうの需給状況については、消費数量の伸びに対して、設備状況及びその稼働状況に基づく供給能力が、どのように対応しているか等に加え、流通段階における在庫状況等のバランスを総合的に勘案する必要があり、ここ数年の急激な消費数量の伸びについては、既存の供給能力で対応が図られているところであり、現時点において、需給調整要件を緩和することは困難である。		要望者からの次の意見に対する貴省の見解を伺いたい。輸入しょうちゅう(甲類・乙類)の数量が大幅に増加していることは、ここ数年の消費数量の伸びについて、既存の国内事業者の供給能力では十分に対応できていないことを示している。需給調整要件の緩和が困難な理由を具体的に提示すべきである。」	c		輸入しょうちゅう(甲類・乙類)の増加は、その需要自体の増加に伴うものであり、既存の国内事業者の供給能力の不足によるものではないと考えている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
zA110007	財務省	酒類の販売免許の付与の緩和 (審査基準の見直し)	5045	5045A001	1	1	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	1	酒類の販売免許の付与の緩和 (審査基準の見直し)	酒類の販売免許を付与できない条件として酒税法第10条9号(取締上不適当と認められる場所に販売場を設けようとする場合)に飲食店が挙げられているが、その付与不許可条件を緩和していただきたい。 また同条11号には免許申請者が酒場、旅館、料理店等酒類を扱う接客業者でないこととされているが、これらを不許可とした合理的な理由が一切示されてないほか、そもそも業種によって参入を阻害する意図が不明確であり、特定の業種に著しい不利益を課してまで、この審査基準を遵守する必要があるか甚だ疑問である。 これらの不許可条件を緩和したとしても、何ら社会的に悪影響を及ぼすものではないことは明らかであり、「取締上不適当と認められる場所」や「酒類の販売業免許を与えることが適当でない場合」に当たらないと考えます。	飲食店で気に入った酒類のボトルなどを買い、持ち帰ることが可能になる。ファーストフードのテイクアウトなどでも、缶ビールなどを売ることができ、個人のライフスタイルに合わせた消費が期待できる。	飲食店の場所においても酒類販売免許の交付を行っていただきたい。 また、酒場、旅館、料理店等酒類を扱う接客業者においても、酒類販売免許の審査対象に入れていただきたい。		
zA110008	財務省	しょうちゅう甲類・しょうちゅう乙類の 製造免許の規制緩和【新規】	5053	5053A082	1	1	(社)日本経済団体連合会	82	しょうちゅう甲類・しょうちゅう乙類の製造 免許の規制緩和【新規】	既存事業者のみならず、新規事業者に対してもしょうちゅう甲類及びしょうちゅう乙類の製造免許を付与できるようにすべきである。		国税庁課税部酒税課「酒のしおり」(平成17年2月)によると、2004年度までの10年間で国産しょうちゅう(甲類、乙類)の課税移出数量は約40%増、輸入しょうちゅう(甲類、乙類)の数量は約10倍と増えており、酒類全体の課税移出数量(輸入含む)が約2%減少する中、しょうちゅうの需要は大きく伸長している。 新規参入を認めることで新製品の投入など事業者間の創意工夫が発揮され、消費者の多様なニーズに対応することができ、しょうちゅう市場の拡大につながることを期待できる。	しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類の製造免許が付与される場合は、以下の場合などに限定されている。 1. しょうちゅう甲類 しょうちゅう甲類製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して合成清酒を共同製造しようとする場合など 2. しょうちゅう乙類 (1)かす取りしょうちゅう 清酒製造者が、自己の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、当該清酒製造場又は自己の他の製造場においてしょうちゅう乙類を製造しようとする場合など (2)その他のしょうちゅう 2以上のその他のしょうちゅう製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してその他のしょうちゅうを共同製造しようとする場合など また、「連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令」によって連続式蒸留機をその製造場に新たに設置し、又は既に設置されている連続式蒸留機の拡張をしようとするときは、当分の間、財務大臣の承認を受けなければならないとされている。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110010	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除		平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。	b		昨年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等)について、平成17年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。		要望者の以下の意見を踏まえ再検討願いたい。 「既に措置済みとしている省庁がある一方で、「検討する」と回答しつつ検討期間が明記されていない省庁があるなど、対応に相違があり、各省庁の統一かつ早急な対応を強く求める。」	b		昨年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等)について、平成17年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。
zA110011	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】	外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適當である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続きが煩雑となり、投資家の負担となる。対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。同様に、事後報告制についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110010	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	7	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁・地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。
zA110011	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】	5053	5053A148	1	2	(社)日本経済団体連合会	148	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】	外国資本が50%以上であっても、株式公開企業であって、1株あたりの議決権が一定比率(例えば10%)以内の企業であるなど、単独で支配権を持つに至らない状況であることが認められれば、「外国投資家」とみなさず、対内直接投資等に係る事前届出、事後報告の義務付けを不要とすべきである。		外国資本が事実上支配権を持たない企業に対して、安全保障上の観点から直接投資を規制する必要性は薄い。	「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合には、外為法に基づく事前届出または事後報告が義務付けられている。「外国投資家」の要件は、外国資本が過半数を占めるかどうかの形式基準に拠っており、支配の実質は勘案されない仕組みとなっている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110012	財務省	通関手続の簡素化・電子化の推進、書類提出窓口の一本化【新規】		通関業者は、通関業の許可に係る税関の管轄区域内においてのみ、通関業を営むことができる。	c	-	<p>安全かつ円滑な国際物流に対する要請が強まるなか、輸出入者の代理として通関手続を行う通関業者においては、貨物の確認等、迅速・適正な対応が求められている。通関士は、単に通関書類を作成する、あるいは、NACCSに申告情報を入力するだけではなく、書類の内容がその貨物と同一のものであるかの確認等を行う義務があり、その義務を履行するために実際に設置された貨物を確認する必要があることから、通関業務と当該貨物の蔵置場所を完全に切り離して考えることはできない。</p> <p>なお、通関業法第4条第1項第1号又は第5号(役員等の変更の届出)に掲げる事項に係る許可申請事項の変更の届出を二以上の税関長に対して行なうときは、当該二以上の税関長のいずれか一の税関長に必要部数の変更届を提出することができることとなっている。</p>		要望にもある通り、電子通関の活用により、主たる営業所が一括して税関に提出できるようにすることの可否につき、再回答されたい。	c	-	<p>主たる営業所が一括して税関に提出できるようにすることは、通関業務を行う場所と貨物の蔵置場所を切り離すこととなる。</p> <p>安全かつ円滑な国際物流に対する要請が強まるなか、輸出入者の代理として通関手続を行う通関業者においては、貨物の確認等、迅速・適正な対応が求められている。通関士は、税関官署に提出する通関書類の内容を審査しなければならず、審査に当たっては、通関書類の内容がその貨物と同一のものであるかの確認等を行う必要があること、また、必要に応じ貨物検査の際の立会い等についても迅速に対応する必要があることから、通関業務と当該貨物の蔵置場所を切り離して考えることはできない。</p>
zA110013	財務省	輸出通関の保税搬入原則の廃止、輸出通関の届出制の導入【新規】		貨物を輸出しようとする者は、原則として、貨物を保税地域に搬入した後に、品名、数量等を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければ、ならない。	c	-	<p>1. 武器、有害廃棄物、盗難自動車等の不正輸出の取締りの観点から、貨物が保税地域に搬入された段階で、必要に応じ書類審査又は現品検査を行うことが不可欠であるため許可制にしているものであり、事後届出制を導入することは適当ではない。但し、適切な貨物管理を行うことができる者が同一種類の貨物を継続して輸出する場合には、税関があらかじめ輸出貨物について包括的に審査を行う包括事前審査制度を利用することにより、輸出通関の迅速化を図ることができることとなっている。</p> <p>2. なお、貨物の迅速な通関を可能とする観点から、全ての貨物について、保税地域への貨物の搬入前であっても、予備的に輸出申告を行うことを認め、税関の書類審査を事前に受けることができる予備審査制を導入しており、このうち、検査を行う必要のない貨物については、保税地域に搬入され次第、許可を受けることが可能となっている。</p> <p>3. また、適正かつ予測可能な輸出通関を可能とする観点から、コンプライアンス(法令遵守)の優れた者としてあらかじめ税関長の承認を受けた者については、貨物を保税地域に搬入する前に輸出申告を行い、許可を受けることができる制度を平成18年3月より導入する予定である。</p>		回答には「適正かつ予測可能な輸出通関を可能とする観点から、コンプライアンス(法令遵守)の優れた者としてあらかじめ税関長の承認を受けた者については、貨物を保税地域に搬入する前に輸出申告を行い、許可を受けることができる制度を平成18年3月より導入する予定である。」とあるが、その承認要件や基準等について、内容及び検討時期について回答いただきたい。	c	-	<p>コンプライアンス(法令遵守)の優れた者としての税関長の承認については、過去一定期間に開税関係法令の規定に違反して刑に処せられていない者であることなどの要件が、開税法(昭和29年法律第61号)第67条の4(承認の要件)に規定されている。</p> <p>なお、その運用上の詳細については、可能な限り早期に結論を得よう現在検討中である。</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110012	財務省	通関手続の簡素化・電子化の推進、書類提出窓口の一本化【新規】	5053	5053A198	1	1	(社)日本経済団体連合会	198	通関手続の簡素化・電子化の推進、書類提出窓口の一本化【新規】	税関の地域による指定をなくし、電子通関を活用して国内どここの税関にでも申告できるようにすべきである。また、同一法人が複数の税関で通関業務を行う場合、主たる営業所が一括して税関に提出できるようにすべきである。		主たる営業所が一括して税関に提出できるようにすることにより、事務作業の効率化が図れる。	輸出入申告手続を行う際、申告を受け付ける税関が地域ごとに指定されている。また、許可内容変更の届出等を各地の税関ごとに行わなければならない。
zA110013	財務省	輸出通関の保税搬入原則の廃止、輸出通関の届出制の導入【新規】	5053	5053A199	1	1	(社)日本経済団体連合会	199	輸出通関の保税搬入原則の廃止、輸出通関の届出制の導入【新規】	輸出通関の保税搬入原則を廃止し、輸出通関を許可制から届出制にすべきである。		輸出貨物の保税搬入原則があるため、輸出のリードタイムが延び、グローバルSCMオペレーションの効率性が上がらず、わが国輸出企業の国際競争力向上にとって障害となっている。 輸出の届出制導入による手続簡素化により、使い勝手の良い貿易手続電子システム、物流システムの構築に道を拓くことになる。 欧米先進国、韓国、香港、シンガポールなど主要アジア諸国では、輸出通関は許可制ではなく事後届出制となっており、輸出貨物の保税搬入原則はない。すなわちわが国輸出通関制度は諸外国に例を見ない特異な内容となっている。貿易立国を標榜するわが国の輸出通関制度もグローバル・スタンダードに沿うものにする必要がある。 なお、9.11同時多発テロ事件を契機として、米国の24時間事前申告ルールの導入などサプライチェーン・セキュリティ強化プログラムが実施されているが、諸外国では届出制のままセキュリティ管理プログラムを実施していることから、わが国においても輸出通関の届出制の下で、セキュリティ強化と貿易手続・物流の効率化を両立することは可能である。	わが国の輸出通関申告制度は下記の内容となっている。 税関長の許可を得て船積・出荷(輸出)する。 輸出通関申告は、保税地域に輸出貨物を搬入しなければ申告できない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110014	財務省	税理士試験における受験資格の緩和【新規】	税理士法第5条	受験資格を法令に規定している	C	-	<p>C 【理由】 税理士試験における受験資格は、高い公共的使命を有する税理士として税理士業務を行う上では、税理士試験によって判定される専門的な学識や応用能力のみならず、一定レベルの教育や一定の実務経験を通じて備えられる一般的、基礎的の学識も必要と考えられること、必要な学識、応用能力を判定するための論述試験を限られた採点期間・体制の下で公正に実施し、有効な資格制度として機能させていくためには、ある程度の受験者数の絞り込みは避けられないこと、を総合的に勘案し設けられているものである。</p> <p>なお、受験資格要件については、「規制緩和推進3か年計画(再改定)」(平成12年5月31日閣議決定)による重値を踏まえ、平成14年4月施行の税理士法の改正において受験資格を緩和しているところである。法律改正の効果もあって、受験者数は毎年増加しており、例えば平成16年度の税理士試験を見た場合、受験申込者数は約67,000人と過去最高の人数となっており、司法試験(約46,000人)や公認会計士試験(約15,000人)と比べてもより多くの方が受験している状況にある。また、学歴や職歴の他に、一定の簿記の資格についても受験資格とするなど、配慮しているところである。以上のことから、現在の受験資格は適正なものと考えている。</p>		<p>要室からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。</p> <p>高い公共的使命を有する税理士として税理士業務を行う上では、一定レベルの教育や一定の実務経験を通じて備えられる一般的、基礎的の学識が必要であると回答しているが、税理士同様に公共的使命を有して業務を行う公認会計士や弁護士との資格試験においては受験資格の制限はない、また、論述試験の採点期間・体制の問題は、採点者数の増加などにより対応でき、受験資格の制限とは別に検討すべきである。</p>	C	-	<p>C 【理由】 税理士試験における受験資格は、高い公共的使命を有する税理士として税理士業務を行う上では、税理士試験によって判定される専門的な学識や応用能力のみならず、一定レベルの教育や一定の実務経験を通じて備えられる一般的、基礎的の学識も必要と考えられること、必要な学識、応用能力を判定するための論述試験を限られた採点期間・体制の下で公正に実施し、有効な資格制度として機能させていくためには、ある程度の受験者数の絞り込みは避けられないこと、を総合的に勘案し設けられているものである。</p> <p>なお、受験資格要件については、「規制緩和推進3か年計画(再改定)」(平成12年5月31日閣議決定)による重値を踏まえ、平成14年4月施行の税理士法の改正において受験資格を緩和しているところである。法律改正の効果もあって、受験者数は毎年増加しており、例えば平成16年度の税理士試験を見た場合、受験申込者数は約67,000人と過去最高の人数となっており、司法試験(約46,000人)や公認会計士試験(約15,000人)と比べてもより多くの方が受験している状況にある。また、学歴や職歴の他に、一定の簿記の資格についても受験資格とするなど、配慮しているところである。以上のことから、現在の受験資格は適正なものと考えている。</p>
zA110015	財務省	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること	<p>・国債二関スル法律第二条ノ二 ・個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年十二月六日財務省令第六十八号)第二条、第五条 ・個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件(平成十五年一月六日財務省告示第五号)</p>	個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的」としてあり、保有は個人に限定されている。	C	-	<p>個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的」として商品設計され、平成15年3月に導入したばかりであり、また新型個人向け国債を平成18年1月に導入する予定であるなど、現在その商品性に対する理解が国民各層に深まり定着するよう努めているところであることから、現時点において保有対象を拡大することは適当でない。</p>		<p>・「特定贈与信託」は、個人による特別障害者に対する贈与税を非課税とする。相続税法第21条の4に基づく信託であり、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として設定する信託である。</p> <p>・当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、実質的に個人による購入と差異はない。従ってその信託財産で「個人向け国債」を購入することは、「個人向け国債」の発行趣旨に沿うものといえ、さらには、「個人向け国債」の商品性に対する国民の理解の深化、定着化に資するものといえる。</p> <p>・実質的に個人による購入と差異のない「特定贈与信託」の信託財産による「個人向け国債」の購入を認めることを、再検討いただきたい。</p>	C	-	<p>・個人向け国債は「もっぱら個人が保有することを目的」として商品設計されており、当該国債を保有する個人がその運用(中途換金)に関する判断を行うことが予定されている。特定贈与信託においては信託財産の運用に関する判断は受託者である信託会社が行うこととなり、個人による保有と特定贈与信託による保有に差異がないとはいえない。</p> <p>・いずれにせよ、個人向け国債は、平成15年3月に導入したばかりであり、また新型個人向け国債を平成18年1月に導入する予定であるなど、現在その商品性に対する理解が国民各層に深まり定着するよう努めているところであることから、現時点において保有対象を拡大することは適当でない。</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110014	財務省	税理士試験における受験資格の緩和【新規】	5053	5053A231	1	1	(社)日本経済団体連合会	231	税理士試験における受験資格の緩和【新規】	税理士試験の受験資格を撤廃すべきである。		税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するか否かを判定するための認定試験であるが、司法試験、公認会計士試験、弁理士試験など、他の認定試験では受験資格は課されていない。受験者層の多様化と受験者数の増加を図り、一定の資質を有する多様な人材を多数輩出するため、税理士試験についても受験資格を撤廃すべきである。	税理士試験の受験資格は、税理士法第5条により一定の学識、実務経験、他資格保有、のいずれかに該当する者と定められている。
zA110015	財務省	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること	5071	5071A007	1	1	社団法人信託協会	7	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること	・「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている(個人向け国債の発行等に関する省令第2条)。 ・「個人向け国債」を特別障害者扶養信託(以下、特定贈与信託)の信託財産で購入することを可能として頂きたい。		・特定贈与信託は、相続税法第19条の4第2項に規定された特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人が特別障害者を受益者として金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である。 ・当該信託財産は個人である委託者を特定できるため、当該信託財産が「個人向け国債」を購入することは、個人が保有することを目的とした「個人向け国債」の発行趣旨に沿うものである。 ・購入が可能になれば信託財産の運用の選択肢が拡充し、特別障害者の生活の安定を図るといって特定贈与信託の目的に資するものである。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110016	財務省	外国籍会社型投信に関する外為法上の外為報告免除	外国為替及び外国貿易法第23条第2項(対外直接投資)、第55条の3第1項第6号(資本取引の報告)	居住者による外国法人発行の証券の取得(発行済株式等の総数に占める所有割合が10%以上の場合)は、対外直接投資に該当し、事後報告等が義務づけられている。	c	-	ご指摘の件については、投資信託を目的とする外国法人発行の証券の取得であっても、投資家の投資目的は判断できないことから、適用除外とすることは不適當である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。対外直接投資については、居住者による外国法人への経営支配の実態を把握する観点から、発行済株式等の総数に占める所有割合が10%以上となる外国法人発行の証券の取得を対象とすることが適當である。					
zA110017	財務省	未成年者が店舗閉店後もタバコを 買える自動販売機を稼働停止する 措置【新規】	たばこ事業法第22条、23条 たばこ事業法施行規則第20条 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領第2章第一	たばこの小売販売については、営業所ごとにたばこ事業法第22条の規定に基づく申請があった場合、同法第23条に規定する許可基準を満たす場合において、許可の対象としている。ただし、たばこ自動販売機による販売については、たばこ事業法施行規則第20条第3号に規定する「自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所等製造たばこの販売について未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められる場所である場合、等については許可をしないこととしている。	d	-	たばこの自動販売機の休日や営業時間外における深夜以外の時間帯での稼働については、深夜の時間帯と比べ相対的に人通りが多く大人の目が届きやすいこと等を踏まえ、利用者の利便性等にも配慮し、自動販売機の稼働停止の義務付けまでは行わないこととしている。 なお、業界においては、未成年者喫煙禁止の旨を示すステッカーの自動販売機への自主的な貼付を実施してきたところであり、更に、平成20年を目途に成人識別機能付自動販売機の全国一斉導入を図ることとしており、これにより、未成年者喫煙防止の実効性の確保が期待されるところであり、財務省としても、業界における今後の取組状況に応じ、業界等に対する指導を行う等、適切に対処することとしている。		要望者から、以下のような再意見が提出されておりますので、ご検討の上ご回答をお願いいたします。 (以下再意見)(1)休日や営業時間外の相対的に人通りが多く大人の目が届きやすいからといって自動販売機でタバコを未成年者が買わない保証なり裏付けるデータはない、大人が未成年者が自動販売機からタバコを買うのを注意するのは危書を被るリスクがあり、注意できる社会であることが望まれるとしても、注意しない大人に責任を転嫁するのは間違っている。未成年者が自由に買うことのできる自動販売機が置かれていることこそ法的矛盾と責任がある。未成年者の7割は自動販売機で買っているというデータが公表されているし、未成年の若いうちから喫煙を開始するほど、より大きな健康障害がある。利用者の利便性よりも何よりも、次代を担う未成年者の健康こそ重要であり、未成年者喫煙禁止法所管の警察庁自身が「未成年者による喫煙を防止するためには、たばこの販売にあたって、販売事業者が顧客に対面し、未成年である疑いがある場合には年齢確認の措置を確実に講じる必要があると考えております。自動販売による販売につきましても、対面による販売と異なり、年齢確認を確実に行うことができないので、警察庁としては、たばこの販売方法としては適當ではないと考えております。」(2004.6.28の第8回たばこ事業等分科会)と発言、指摘していることから、未成年者の違法を損なう閉店後稼働は少なくとも止めさせるべきである。(2)「カード式自動販売機が導入されるまでの3年弱をこのまま放置することは、未成年者の健全・健康育成から許されない。この自動販売機が導入されても、なりすまし購入やカードの転売などであるであろう。この自動販売機を導入しない店舗も相当にある可能性がある。いずれにせよ、それまで手をこまねくのではなく、「視認」が不可能な時間外には至急に稼働を停止させるべきである。		たばこ自動販売機に関する店舗の休業日又は営業時間外における未成年者喫煙防止策については、全国たばこ販売協同組合連合会において、深夜稼働自主規制が行われていることに加え、社団法人日本たばこ協会、全国たばこ販売協同組合連合会及び日本自動販売機工業会が平成20年を目途に全国のすべてのたばこ自動販売機を成人識別機能付自動販売機に置き換える予定であると承知している。財務省としては、財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題等に関する中間報告」(平成14年10月10日)において、「未成年者の喫煙防止の実効性を確保するために、成人識別機能付自動販売機の導入時には、すべての小売販売店において当該自動販売機に置き換えられることが望ましいことから、当局においても適切な指導を行うことを期待する。」とされていることを踏まえて、今後のたばこ業界における成人識別機能付自動販売機の導入に係る取組状況に応じ、適切に対処していきたいと考えている。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110016	財務省	外国籍会社型投信に関する外為法上の外為報告免除	5071	5071A011	1	1	社団法人信託協会	11	外国籍会社型投信に関する外為法上の外為報告免除	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍会社型投信に対して、10%以上の比率持分で投資する場合は「対外直接投資」とみなされ、外為報告が必要とされている。 外国籍会社型投信に対する投資に関しては「対外直接投資」とは異なるため、当該報告の免除を要望するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> 「対外直接投資」とは、外国法人の株式投資や外国法人に対する金銭の貸付けであって当該外国法人との間に永続的な経済関係を樹立するために行われるものや、外国における工場・事業所等の設置行為を指している(外為法第23条第2項) 外国籍会社型投信へ投資することは、永続的経済関係の樹立を目的としたものでないことは明らかであり、当該報告の対象外としていただきたい。 なお、外国籍会社型投信の株式数は、他の投資家の追加・解約等により非常に流動的であり、比率の算出が極めて困難なケースも想定されることから、外国籍会社型投信が敬遠され、コストが割高である契約型投信が設定される要因の一つとなっている。 	
zA110017	財務省	未成年者が店舗閉店後もタバコを 買える自動販売機を稼働停止する 措置【新規】	5072	5072A001	1	1	特定非営利活動法人「子ども もに無煙環境を」推進協議 会	1	未成年者が店舗閉店後もタバコを 買える自動販売機を稼働停止する 措置【新規】	<p>タバコ自動販売機が店舗に併設(店舗内の従業員がいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいう)していても、休日や営業時間外(深夜23時～5時の稼働の自主停止を除く)には、従業員は視認出来ないことから、未成年者は自由にタバコを購入できるので、未成年者喫煙防止の観点から、休日や営業時間外も、自販機の稼働の停止を義務づけ、あるいは自肅を指導すべきである。</p> <p>未成年者が、店舗の営業時間外に、タバコ自販機によりタバコを買うことを防止することができ、未成年者喫煙防止法による喫煙防止の担保が可能となる。</p>	未成年者が、店舗の営業時間外に、タバコ自販機によりタバコを買うことを防止することができ、未成年者喫煙防止法による喫煙防止の担保が可能となる。	<p>財務省は、たばこ事業法による「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」の改定を行い、2004年12月1日以降の小売販売業の許可申請にあたって、自動販売機が店舗に併設(店舗内の従業員がいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態)でない場合は、許可しない、とのことである。また既許可店では、自販機を設置する場合は店舗に併設することを求め、平成元年6月以前の申請で許可された店で、併設が不可能な場合は、未成年者喫煙禁止の表示、深夜稼働の停止またはICカード式自販機の導入明示を指導し、従わない場合は許可を取り消す、とのことである。店舗併設の趣旨からすれば、未成年者のタバコ購入防止のために店舗閉店後の自販機の稼働は当然に停止すべきである。</p>	一体的に実施希望事項番号2,3

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110018	財務省	たばこ事業法の健康関連条項の改廃・見直しと厚生労働省への移管措置【新規】	たばこ事業法第1条、第39条、第40条	財務省においては、条約締結のための国内措置の一環として、財政制度等審議会たばこ事業分科会での審議を踏まえ、一昨年11月にたばこ事業法施行規則の改正を行い、これに基づき本年7月以降、すべてのたばこ製品に新たな注意文言が表示されているほか、昨年3月にたばこ事業法第40条に基づく「製造たばこに係る広告を行う際の指針」の改正を行い、これに基づき、公共交通機関内におけるたばこ広告の禁止等の措置が開始されている。	d	-	財務省においては、たばこ事業法第1条に規定する「我が国たばこ産業の健全な発展」という目的の下に、第39条に基づく製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための注意文言表示の義務付け及び第40条に基づく「広告を行う際の指針」の制定等を行っており、たばこ事業法の目的を規定する第1条と第39条及び第40条とは矛盾するものではない。 なお、今般の注意文言等の見直しに当たっては、財政制度等審議会における審議において、厚生労働省等からも意見を聴取するとともに、注意文言については厚生労働省のホームページアドレスを付記し、たばこの健康に対するリスク情報について更なる情報提供を可能としているところである。したがって、たばこ事業法に係る注意文言等に関する条項の見直し及び移管については要しなと考える。					
zA110020	厚生労働省 財務省 警察庁 文部科学省	包括的なタバコ規制法を制定する措置【新規】	たばこ事業法第39条、第40条	財務省においては、条約締結のための国内措置の一環として、財政制度等審議会たばこ事業分科会での審議を踏まえ、平成15年11月にたばこ事業法施行規則の改正を行い、これに基づき本年7月以降、すべてのたばこ製品に新たな注意文言が表示されているほか、昨年3月にたばこ事業法第40条に基づく「製造たばこに係る広告を行う際の指針」の改正を行い、これに基づき、公共交通機関内におけるたばこ広告の禁止等の措置が開始されている。	d	-	財務省においては、条約締結のための国内措置の一環として、財政制度等審議会たばこ事業分科会での審議を踏まえ、平成15年11月にたばこ事業法施行規則の改正を行い、これに基づき、平成17年7月以降、すべてのたばこ製品について新たな注意文言が表示されており、また、平成16年3月にたばこ事業法第40条に基づく「製造たばこに係る広告を行う際の指針」の改正を行い、これに基づき、公共交通機関内におけるたばこ広告の禁止等の措置が平成16年10月より開始されている。 したがって事業者に対する規制については、別途新たに包括的なたばこ規制法を制定する必要はないものと考えている。	以下の要望者意見を踏まえ、再検討されたい。 (1)例えば、公共交通や公共性の高い場所でのタバコ広告は禁止(製造たばこに係る広告を行う際の指針,自主規制)となったが、フラットホームの自販機や喫煙所では堂々と広告があり、公道のタバコ店や自販機には広告が掲げられている。公共性の高い新聞や雑誌では大きなカラー広告がされている。タバコパッケージの健康警告表示は諸外国に比べビジュアル性に欠けていて警告効果は不十分である。インターネットでタバコが販売されている。タバコ価格は諸外国に比べても相対的に安すぎず。学校では、高校生の悪癖の半数は喫煙によると公表されている。喫煙防止教育だけでは学校現場は対処できない。(2)国民の健康づくりと医療費引き下げのために、受動喫煙防止の徹底(義務化)は必須であり、知識の普及やガイドラインの策定だけでは進みがたい。また子ども・胎児の受動喫煙防止保護は喫煙であり、禁煙治療の保険適用(診療報酬の点数化)、及び禁煙希望者への支援に留まらずより進めた健診や人間ドックにおける喫煙者への「要・禁煙治療通知」の義務化(安全衛生法及び老人保健法関係)、職業支援などが不可欠である。健康日本21は、2010年までに未成年の喫煙をなくす目標を掲げているが、現行の自販機や広告施策などでは到底目標を達成できないし、その方策も提示されていない。(3)これら諸課題は、既成のたばこ事業法と健康増進法の手直し、及び未成年者喫煙禁止法の運用だけでは対処が進み難い。課題は省庁の枠組みを越えているし、「たばこ対策関係省庁連絡会議」は1年以上を経過するも実績を作り得ていない。たばこ規制枠組条約を受けた法体系の構築整備が喫煙に不可欠であり、政府としてより高い見地から、たばこ規制枠組条約第2条で「締約国はこの条約を越える措置をとることが奨励される」ことから、本条約第5条に沿って内閣府主導の整合性のある「包括的なタバコ規制法」を制定する方向に舵をとるべきである。				

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110018	財務省	たばこ事業法の健康関連条項の改廃・見直しと厚生労働省への移管措置【新規】	5072	5072A005	1	1	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	5	たばこ事業法の健康関連条項の改廃・見直しと厚生労働省への移管措置【新規】	<p>本法の第一条(目的)「この法律は、(略)我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」は、改廃すべきである。</p> <p>第三十九条(注意表示)「製造たばこに、消費者に対し製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を、財務省令で定めるところにより、表示しなければならない。」及び第四十条(広告に関する勧告等)「製造たばこに係る広告を行う者は、未成年の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならない。」2 財務大臣は、前項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合には、あらかじめ、財政制度等審議会の意見を聴いて、製造たばこに係る広告を行う者に対し、当該広告を行う際の指針を示すことができる。」の2条項は見直し、健康を所管する厚生労働省に移管すべきである。</p>	<p>たばこ規制枠組条約に沿って、タバコの製造・販売よりも、国の根幹である国民の健康づくりを優先した施策を進めるために、たばこ事業法の健康関連条項を改廃・見直しし、タバコの健康に関連する施策を厚生労働省が一元的に所管することにより、国内的・国際的諸対策がスムーズに進むことが期待される。</p>	<p>本法の第一条(目的)の2箇所の「健全な発展」は、タバコの製造・販売の優先を唱う文言であり、たばこ規制枠組条約が2005年2月27日にわが国でも発効し、また喫煙及び受動喫煙の健康への悪影響が明らかにされ、国民経済にも損失をもたらしている。国の根幹である国民の健康福祉の増進をはかるわが国の方向と相容れないので、この条項を改廃・見直しすべきである。</p> <p>第三十九条(注意表示)及び第四十条(広告に関する勧告等)の2条項は、国民の健康に密接に関連し、財務省が定めるのは不自然がある。注意表示は健康警告表示として、健康を所管する厚生労働省が医学的知見と責任により定めるべきであり、またタバコ広告については健康福祉面から公共の利益に反するので、包括的な禁止を行うことを視野に、健康所管の厚生労働省に移管すべきである。諸外国では既にこれらは健康所管省の権限となっている。</p>	<p>・新聞記事 大島 明(日本禁煙推進医師連盟会長)「喫煙対策推進 - たばこ事業法 抜本改正を」(2004.3.12読売新聞論点,別添)資料13</p> <p>一体的に実施希望事項番号6</p>
zA110020	厚生労働省 財務省 警察庁 文部科学省	包括的なタバコ規制法を制定する措置【新規】	5072	5072A006	1	2	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	6	包括的なタバコ規制法を制定する措置【新規】	<p>わが国でも、たばこ規制枠組条約が発効したことから、タバコの健康対策をメインにした包括的なタバコ規制法を制定し、日本政府として整合性のある対策を進めるべきである。この内容としては、受動喫煙防止、家庭における受動喫煙防止、未成年者喫煙禁止対策、喫煙防止教育、禁煙治療と喫煙者の禁煙推進サポート、タバコ製品への健康警告表示、タバコ広告とスポンサーシップ規制・禁止、タバコ消費税の対策費への充当、タバコ消費税率の引き上げ、転業支援、免税タバコの販売禁止、対策推進機構・態勢の設置、調査・モニタリングと広報センターの設置などを含む包括的な法律とすべきである。</p>	<p>たばこ規制枠組条約の発効を受け、現在政府に、たばこ対策関係省庁連絡会議が12省庁で設けられている。タバコ対策は多岐に亘るが、これらを網羅した包括的なタバコ規制法の制定により、国内的且つ国際的なタバコ対策の推進が期待される。</p>	<p>わが国でも、たばこ規制枠組条約が発効したことから、タバコの健康対策をメインにした包括的なタバコ規制法を制定し、日本政府として整合性のある対策を進めるべきことが期待されている。</p> <p>タバコに関係した法律としては、たばこ事業法、及び健康増進法第25条があるが、特に健康増進法については、受動喫煙防止が1条あるだけで、余りに不十分である。上記の法の改廃を含め、たばこ規制枠組条約を受けた法体系の構築整備が喫煙に不可欠であり、条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」ことから、包括的なタバコ規制法を制定すべきである。</p>	<p>一体的に実施希望事項番号1, 2, 3, 4, 5, 7</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110021	警察庁 財務省	交通違反反則金のクレジットカードによる窓口納付	会計法第7条第1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金等の収納については、国の職員である出納官及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを任せるとにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを任せることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。		本件については、日銀代理店がクレジットカード会社と加盟店契約を締結し、公金を収納する場合にクレジットカード収納を行うことを要望しているものであり、この観点において法的な措置が必要であるか否かについて改めて見解をご提示いただきたい。	c	-	個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題について、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば当省としても改めて検討することとしたい。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形で改めてクレジットカード利用を行うニーズが国民の間に存するののかという疑問もある。
zA110022	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて		コピー機、パソコン等の物品については、財務省行政効率化推進計画(平成17年6月30日改定)に基づき、「購入する場合や単年度賃借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約により実施する。」こととしており、平成16年度において、情報システム機器の借上で10事項を既に実施している。	d	-	今後も、コピー機、パソコン等の物品については、購入する場合や単年度賃借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約により実施する。		要望者は以下のような追加意見を提出しているところであり、要望者の意図も踏まえ、今一度検討されたい。 各府省からの回答では「物品等のリース契約については、単年度契約や購入による場合と比較して合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約の活用を検討している」とされているが、どのような場合に合理性が認められるのか明確にすべきである。なお、一部の府省では「単年度契約のみとの回答をされているが、国庫債務負担行為による複数年契約の活用についても検討を行うべきである。国とのリース契約について、地方自治法234条の3、地方自治法施行令第167条の17と同等の法令改正を行い、リース契約を長期継続契約の対象とする等の法制度の整備を行うべきである。	d	-	について 予算の効率的な執行等の観点から、調達する物品の数量や使用期間などを勘案し、購入する場合や単年度賃借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとしており、平成17年度においても、情報システム機器の借上9事項を実施する予定である。 について 1.「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係府庁連絡会議とりまとめ)において、「コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。」として、国庫債務負担行為の活用について各府省に共通する主要な取組みの一つとした。 2.さらに、「平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成16年7月30日閣議了解)において、「行政効率化推進計画」を着実に推進することとした。 3.このように、平成17年度予算において国庫債務負担行為の更なる拡大が図られるよう、より積極的に趣旨の徹底を図ったところであり、これを踏まえ各府省の責任において予算要求が行われ、適切に予算が作成されたこと。 4.なお、債務の負担は国会の議決を経て行うことが必要であり、リース契約についても国庫債務負担行為により予算としての国会の議決をあらかじめ経て行うことが適切。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110021	警察庁 財務省	交通違反反則金のクレジットカードによる窓口納付	5075	5075A002	1	2	株式会社ジェーシービー	2	交通違反反則金のクレジットカードによる窓口納付	日本銀行歳入代理店である金融機関における反則金のクレジットカード納付実現	違反者が金融機関に納付書を持参して納付する場合において、金融機関とクレジットカード会社が立替払い加盟店契約を締結しておくことにより、クレジットカードにより決済を完了。クレジットカード会社は金融機関に対し、後日立替払い方式により、当該反則金の支払いを行う。	・昨年度の規制緩和要求において同様の要望がなされているが、明確な見解がなく(否定されているところ。国税・地方税については第三者納付が認められており、本件に関して否定するのであればその論点を明示いただくとともに、実現に必要な措置を願いたい。 ・クレジットカードという支払い手段は既に各分野において一般化しており、利用者の利便性も高い。本件実現により、納付書の再発行も減少し、各機関における業務効率化・刑事手続き適用減少が見込まれる。	
zA110022	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	7	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。 地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条項を削除等すること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強いている。地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、衡平を欠く。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110023	財務省	短期社債に対する支払い調書提出義務化について			f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とならない。					
zA110024	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除		平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。	b		昨年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等)について、平成17年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。		要望者から以下のとおり意見が提出されていることを踏まえ、再検討願いたい。 「既に措置済みとしている省庁がある一方で、「検討する」と回答しつつ検討期間が明記されていない等の対応に相違があり、各省庁の統一的かつ早急な対応を強く求める。」	b		昨年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等)について、平成17年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110023	財務省	短期社債に対する支払い調書提出義務化について	5088	5088A024	1	1	社団法人リース事業協会	24	短期社債に対する支払い調書提出義務化について	平成16年度税制改正要綱にある「平成18年4月からの短期社債等の譲渡及び償還等に係る支払調書の提出義務化」を見送ること。	発行体(リース会社等)、金融機関、振替機関のいずれか又は全ては、対応のための事務体制整備、システム投資等の負担が新たに発生する懸念がある。	・短期社債は手形CPを電子化したもので、流動性が高まることが期待されているが、本件が導入されるとディーラーである金融機関の負担が多くなる可能性が高く、流動性が低下することが懸念される。・流動性の低下は発行残高の減少や機動的な発行の妨げともなり、CPを主要な調達手段とする会社の影響は大い。	
zA110024	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	7	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁の対応が異なり、統一かつ早急な対応を求める。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA110025	国土交通省、財務省、総務省、警察庁 地方自治体	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2	自動車保有関係手続は、自動車の検査登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	a及びb	(措置済)	自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月26日から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 その他の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目標に段階的にワンストップサービスを進めることとしている。		ワンストップサービスについて、回答では「新車の新規登録を対象とした自動車保有関係手続」以外のワンストップサービスについては平成20年を目標に段階的に実施とあるが、具体的な検討時期について示されたい。	a及びb	(措置済)	新車の新規登録を対象とした自動車保有関係手続以外の手続のワンストップサービス化については、平成20年を目標に段階的に実施することとして、関係省庁において検討を進めることとしており、具体的な実施時期については回答できる時期にない。
zA110026	財務省	耐用年数について			f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置に当たるため、検討要請事項の対象とならない。 なお、「具体的要望内容」については、その要望理由の中で耐用年数通達の改正に言及しているが、当該改正は、LAN設備を構成する個々の減価償却資産ごとに償却費の計算を行うこととしたものであり、LAN設備の耐用年数を一律に6年から10年にしたという事実はなく、要望理由の記述には事実誤認がある。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110025	国土交通省、財務省、総務省、警察庁 地方自治体	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5088	5088A035	1	3	社団法人リース事業協会	35	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続きは平成20年を目標に段階的に進めるとされているが、大量に自動車を所有する者の諸手続等を十分に考慮し、早急に検討・具体化すること。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の諸手続等を十分に考慮し、反映させること。	
zA110026	財務省	耐用年数について	5088	5088A052	1	1	社団法人リース事業協会	52	耐用年数について	無線LAN設備等の耐用年数の縮減を要望する 産業廃棄物処理設備の耐用年数創設 耐用年数短縮承認手続きを簡素化すること 別表第2の見直しを行うこと	IT関連の民間投資の増大 リースにより機器が普及することにより環境対策が推進される。	IT関連機器の投資促進のため、パソコンの耐用年数は6年から4年に短縮するなど、政府が進める「e-JAPAN戦略」とは逆行するかのようになり、2002年3月の耐用年数通達の改正時に無線LAN設備の耐用年数が6年から10年とされた。製品寿命を考慮すると、10年の耐用年数は長すぎる。LAN回線を利用したIP電話なども急速に普及する中、無線LANへの投資の必要性は拡大している。PCと同様の4年の耐用年数とし、民間の設備投資を推進すべきである。 産業廃棄物処理設備は消耗が著しい。 短縮申請手続きは煩雑であるため等 経済実態との乖離がみられる	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA110027	財務省	ワイン(果実種)定義における熟成 工程での貯蔵・熟成樽チップ、粉末、 抽出液使用の許可			f		税制は規制の対象外であり、当該要望 は税制上の措置にあたるため、検討要 請事項の対象とならない。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA110027	財務省	ワイン(果実種)定義における熟成 工程での貯蔵・熟成樽チップ、粉末、 抽出液使用の許可	5123	5123A002	1	1	日本ニュービジネス協議会連合 会	2	ワイン(果実種)定義における熟成工程 での貯蔵・熟成樽チップ、粉末、抽出液使 用の許可	海外ではワインの品質向上のため熟成工 程での貯蔵・熟成樽チップ、粉末、抽出液 が使用されている。日本では酒税法によ り当該行為が実施されるとリキュールの定 義に該当することになる。当該作業はワ イン製造における熟成工程で樽容器を使用 するのと類似であり、その効果もほぼ同 等である。当該行為のためにわざわざリ キュール製造の免許を取得しなければなら ず、その煩雑さがあり、かつ、6kl以上の 生産要件クリアが困難であるため、当該行 為規制の除外を提案する。同法の適用 除外によりワイン品質向上など農業振興の 一助となる。	海外ではワインの品質向上のため熟成工 程での貯蔵・熟成樽チップ、粉末、抽出液 が使用されている。日本では酒税法によ り当該行為が実施されるとリキュールの定 義に該当することになる。当該作業はワ イン製造における熟成工程で樽容器を使用 するのと類似であり、その効果もほぼ同 等である。当該行為のためにわざわざリ キュール製造の免許を取得しなければなら ず、その煩雑さがあり、かつ、6kl以上の 生産要件クリアが困難であるため、当該行 為規制の除外を提案する。同法の適用 除外によりワイン品質向上など農業振興の 一助となる。	日本では酒税法により当該行為が実施 されるとリキュールの定義に該当するこ とになる。同法の適用除外によりワイン品 質向上など農業振興の一助となる。	